

第百五十一回国
参議院農林水産委員会會議録第二十四号

平成十三年六月二十八日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

六月二十六日

辞任

日出 英輔君

補欠選任

金田 勝年君

六月二十七日

辞任

加納 時男君

補欠選任

大野つや子君

六月二十八日

木俣 佳丈君

辞任

小川 勝也君

補欠選任

峰崎 直樹君

羽田雄一郎君

櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

太田 豊秋君

岸 宏一君

森下 博之君

郡司 彰君

谷林 正昭君

井上 吉夫君

岩永 浩美君

大野つや子君

金田 勝年君

国井 正幸君

田中 直紀君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

山下 栄二君

渡辺 孝男君

笠井 亮君

国務大臣

農林水産大臣

武部 勤君

副大臣

農林水産副大臣

遠藤 武彦君

大臣政務官

農林水産副大臣

田中 直紀君

事務局長

農林水産大臣政務官

国井 正幸君

常任委員会専門員

政府参考人

農林水産省生産局長

農林水産省農村振興局長

林野庁次長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

農林水産省農林局長

ところか、材木、木材というものがどれほど有限性を持っているのかということが一つありますし、それからまた、日本の経済の動向を見まして、いつでもほかの国から買えるんだぞというよきな経済がどれほど持続をするかということも考

えなければいけないと思うんです。

私は、一方において、自給率を高めるといふ議論だけではなくて、先ほど言いましたようにストックとして山にそういう財力を蓄えておく、蓄財をしておく、こういうような考え方があってもよろしいんではないかなというふうに考えておりますけれども、大臣、どういってお考えでしょうか。

○國務大臣(武部勤君) 私、森林の場合には貯蓄のために蓄積できる、いざというときにこれを切り出して生活の支えにするというふうな思想があったと思います。それは今後大事だと思ひまして、それも従前はいわば生活の支えと。しかし、今後はどういふことになるのかと言へば、私も、森と海は命のふるさと、こういうことを申し上げているわけでありますが、そういう意味では、命を支える、地球全体の命を支える、あるいは日本の国土全体の命を支える、そういう意味で私も、美しい国土づくりという、そういう意味で国民の理解と協力ののもとに森林整備をしていく、そして森林の多面的な機能をより大きく発揮できるように努力を続けていくと。

しかし、その過程で、間伐でありますとか択伐でありますとか、あらゆる世界で過密という問題はこれは普通の姿ではありませんで、最も適切な条件下で森林を育てていくという観点から、それを我々の国民生活に利用していくというふうな考え方が当然基本にあるべきであらうと。その利用のあり方というのを林業の健全な発展ということとなつていくという考え方で政策を展開していくということが大事ではないかと。

したがって、森林の保全と利用の両立という考え方が基本であります、しかしやはり環境面といふと、森林の多面的機能の発揮ということが当然重視されるべきだろうと、かように考えております。

○郡司彰君 自身の勝手な考えかもしれませんが、先ほど言いましたように、自給率をあらわすというふうな数字の使い方と、日本においては向

こう五十年とかあるいは百年とかでこれだけの木材を供給できる力を蓄えていますよと、そういうような指標というものがあってもしかるべきなのかなという感じがしております。例えば、よく話として出ますのは、アメリカも石油はたくさん出るんだと、しかし今はほかのところから買つて自分のところの石油というものを温存しておくというふうな考え方がありますけれども、私は、そういう選択も日本の中にあつてはしるべきだろうと思ひます。そういうふうなあらわし方というものは御検討なさるようなことは考えていらっしゃるのか。

その場合、実は逆な問題が出てまいりまして、五十年、百年先のそういう国としての力を蓄えるということと、あすとあさつての生活をどうするんだという林業の方々の、その差が非常にギャップが出てくるわけですね。その辺のところについても、先ほどのような考え方がもし大臣の方でも、そういう考え方もあるだろうと、しかしというふうなところと両方ギャップがある、その政策についてお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今お話がございましたとおり、森林はある意味では伐採の時期というものについては幅があるわけでございます、今回もできるだけ長伐期化を図っていくという考え方も持っているわけでございます。

そういう中で、五十年、百年を見通して、それをどういふふうにかつていくのかということでございます、今までも、森林の蓄積がどう動いていくのか、それに伴つて成長量がどうなつていくのかということについては長期的に見通しをしていくというふうなことで考えてきたわけでございます、今度も、基本計画を策定するに当たつて、そういうことを見通しながら、どういふふうな今の伐採を考えていったらいいのかというところで計画をしてまいりたいというふうな思ひでいるところでございます。

○郡司彰君 ただいまお話をさせていただきました

たような機能が大きく変わつてきている。しかし一方で、林業という問題ももちろん考えていかなければならないということになるわけでありまして、けれども、この林業そのものも、やっぱり同じ施業をしていふように見て相当考え方が変わつてきている。それが今回の法律の中にも多分に生かされてきているんだと思ひますけれども、全体、世界的な潮流も含めて、例えば私もいろいろなときに参考にするアジェンダ21の実施計画に盛られていふようなこと、あるいは原則宣言に書かれていふようなこと、そしてまた、例えばドイツの林学者の言つていふような森林家精神でありますとか、そういうような考え方に基ついた新しい林業の考え方というものを示したわけですから、しょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、世界的潮流の話がございましたけれども、世界的に見れば、今回、一九九二年の森林原則声明で示されているとおり、持続可能な森林経営というものを世界的にも追求していききたいというのが考え方としては一致しているのではないかと今思つております。

持続可能な森林経営というものは、森林の持っている多面的機能を将来にわたつて持続できるような経営を行つていくということでございます、今回の我が林業基本法の改正におきまして、そういう多面的機能を持続的に発揮させていくということを考えているわけでございます。

そのときに、それをわかりやすくどういふふうにかつていくのかということが問題でございます、今回、それについては森林を三区分し、それぞれの重視すべき機能に応じて適切な森林施業を行つていただくというふうな形で考えていきたいというふうな思ひでいるところでございます。

○郡司彰君 今回の基本法を改正という言い方をしている場合もありますけれども、基本的には新しく確立をするというふうなことになるんだらうと思ひます。

私も、農業基本法のときにもそうでありました

けれども、なかなか時代の中で、新しいこういう基本法が今、国会の中で議論をされている、こういう理念に基ついた法律なんだということが関心を呼ばないというジレンマがございます。

特に、今回の森林・林業の関係につきましては、農業に比べて逆に関心が高いというふうな思ひを持っております、だとすると、そのようない思ひというものが、個々の条文だけではなくて全体、日本の森林・林業政策そのものを訴える場合に、もう少しわかりやすく、ぼんと皆さんの心に入らう、そういう形の新しい精神というものがもう少し農水省その他から発言をされてもいいんじゃないかなという感じがいたします。次長さんの話もわかるんですけど、どうもちょっとかたいなと。もう少し、そのまま活字にして新聞に載せても、みんながああそうかというふうな言い回しで御説明いただければありがたいと思ひます。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 大変難しい話でございます、いづれにしましても、我々としてもわかりやすく説明をしていくということが必要だということに思つていふわけでございます。

国民の関心が高くなつていふことについては我々も大変ありがたいわけですし、また国民の支援をいただきながらこれから森林・林業行政を進めていかなければいけないというふうな考えでいふわけでございます、そういう点で、今まで以上にそういう国民の方々にわかりやすく提示をして、また議論をしていただくというふうなことを考えていかなければいけないんだらうというふうな思ひでおります。

ただ、森林・林業基本法という形でいきますと、法律の条文でございまして、なかなか一般の方がそれを讀まれて御理解いただくというところが難しい点もあるかなというふうな思ひしております。

これから基本計画をつくり、具体的に何をしてくるかというのを明らかにしていくわけでございます、そういうこととあわせながら、わか

りやすく国民の方々に提示をしていくということも考えてみたいというふうに思っております。

○郡司彰君 私は、これまでの日本の山のあり方というのは、特にやっぱり気候風土がほかの国と相違いますから、木材とするための人工的な施業は別にしまして、どんなものでもいいから木が植わっているという状態には一定程度すぐに回復してしまわなければならないというふうに思っています。世界の中での考え方と少しギャップが国民の間にもあるんじゃないかというふうに思っています。

今までの歴史が、意識するかしないかにかかわらず、経済的な林業ということを行っていても、一方において、先ほどから言ってきたような国土保全のいろんな機能が、意図するしないにかかわらず、保たれてきたと思うんですね。今後は、目的意識としてそういうことをやっていくというように今回の基本法というものが変わってきているんだ、そういうような理解をさせていただいております。

そして、その中で森林の施業の関係についても出てまいりますけれども、これまでの経済ということを中心とした考え方の中の森林に対する施業というものがあつたわけでありまして、そして一方で、今、先ほどのような形で、人工林というものがある世界の中で希有な形の数字まで発達をしてきた。

しかし、国土に合ったような林相というものも、大臣のこの前の答弁の中でも、比率も少し変えていかなければいけないかなと、そういうようなことも当然出てくるわけでありまして、これまでの施業についてはどのような形でもってこれを充実させていくのか、新たな施業というものがどのような形でもって出てくるのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 確かに、人工林につきましては一千万ヘクタールを造成してきたわけでございますが、今当面の課題としては、何としてもそれをきちっと間伐をして成林をさせるという

ことが必要ではないか。

それから、その後につきましては、それをまた皆伐をして、伐採をし、植林をしていくということだけではなくて、当然場所によってはそういうこともやっていくということになると思えますけれども、それだけではなくて、もう少し多様な、人工林であっても森づくりというものをし、伐期を延ばしていくとか、複層林施業をしていくというような形で、もう少し人工林についても多様な森づくりをしていくということが必要ではないかというふうに思っております。

それから、全体として、やはり広葉樹というようなものあるいは針広混交林というようなことについても、もう一度考え直していくということが必要ではないかというふうに思っているところでございまして、これは天然林でやっていくと。今さっき先生のお話でも、天然林で全部回復をしていくのではないかというお話もあつたわけでございますけれども、今現実、例えば里山で見ましても、放置をされた森林がほとんど入ることができないような状態になっている。要は、小径木が密生をしまして、なかなか森林としての成林をしていかなければならない状況も生まれているわけでございます。そういう天然林についても必要な手入れをしながら多様な森林をつくっていくということが必要ではないのかなというふうに思っているところでございます。

○郡司彰君 次に、WTOとの関係が若干出てくると思うわけでありまして、そのことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

大臣、この前、いろんな省庁で日本材を使っているとお聞かせをいただきました。そのことにはどうかという点に対して、これはいろいろ決まりがあるんだという話をされました。このWTOの中に、たしか七十九カ国だったと思えますけれども、政府の調達協定というものが確かにあるわけでありまして、一定の幅でもってそういうものを参入させろということに決まっている。

この決まっているということについては私も事実としては認識をするわけでありまして、基本的

な考え方として、もともと公共事業と言われる形で仕事をやる。この公共事業で行うというのは、税を集めた中から、その国における経済のアンパランスといえますか、再配分を行うということが基本だろと思うんですね。税によって国の富の再配分を行うという公共事業の中に、それも外国の企業が入ってくるということ自体が私はおかしいのではないかと考えて方を前々から持っております。これは国が決まっています、WTOで決まっています。これは国が決まっています、それはもう事実として私自身もわかるわけでありまして、WTOでも、本来、そういうような形の決まり、それをWTOという機関の中でも確認をする、こういうこと自体が私はおかしいんじゃないか、WTOのあり方そのものがもう少し変わってもいいんじゃないかという思いがしておりますけれども、もしお考えがありましたらばお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) WTOの関連ではちょっとよく私もわかりませんが、公共事業が富の再配分とかかわりについてどうのこうのということについては、私は余り問題意識は持たない方です。

しかし、公共事業の中で、今後、私どもは、人と自然との共生とか美しい国づくりということ掲げて、いわゆる循環型社会の構築を目指しているわけでありまして、その循環型社会の構築ということになれば、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルというように、そういう小さいサイクルで循環型ということを想定しているわけではあります。で、国土全体ですね、人間も自然界の一員である、国土全体がそれぞれ血が通っている、あるいは神経が張りめぐらされている、そういうような一つの一体的なものと考えたときの循環型社会というように、これを想定して、私ども、都市と農山漁村の交流、対流とか共生とかということも主張しているわけでありまして、そういう意味で、さまざまな公共事業ということも、人と自然との共生というように観点で、木材も、国産材も

公共事業に多用していくという世界はたくさんあると思うんですね。しかし、これがいわゆる外国の輸入との関係で、あるいは富の再配分というように関係でどうあるべきかというように、そういうことと関連づけるのはいささか私は難しいのじゃないのかなと、かような見解を持っております。

○郡司彰君 何人かの大員に同じようなことを私しつこくいつも言っております。私自身は、WTOで決まったことがすべてではなくて、私はやっぱり、それぞれの国で税金の使い方がほかの外国の企業に取ってかわられるというのは必ずしもいいことではないというように感じをいつもさせていただいております。

それから、同じWTOの中のTRIPSという中で、貿易関連知的所有権というように問題がございまして。

その前に、日本のこれまでの森林の中で、ややもすると忘れられていたようなものとか、あるいはこれまでなかなか世間一般に発表されていなかったけれども森に携わる人たちが知識としてあるいは文化として持ってきたような知的所有権にかかわるような、薬になるようなものがあると思ふと、いろいろなそういうものがあるかと思ふんですが、そういうものがあるかと思ふと、それによってお知

○政府参考人(加藤鐵夫君) いろいろ、例えば薬でこういったものは地域によっては肝臓に効くのではないかと、そういったことがいろいろ言われる。例えばメグスリノキというような木は、せんじて飲めば肝臓とか目に効くんじやないかというような話もあるわけございまして、そういったことというのはそれぞれの地域にかなり残っているのではないかなというふうに思っております。

そういったものをできるだけ掘り起こしまして、何か本当に利用できないのかというように、これについても、例えば遺伝子の保存というように、これもございまして、そういったことも一定の検討をしているというように状況でございます。

おり、百分の一以下になるような品種でございますので効果がでてくると思いますが、それの発現までは相当の時間がかかるということではないかと思ひます。

○郡司彰君　それから、シックハウス病というのが最近いろんなところでもって話題になっておりまして、これは因果関係がどうもはつきりしなくて、北海道の旭川あたりにそういう家をつくってそこに住んでというような取り組みも始まっているようでありますけれども、ただ、因果関係は別にして、無垢の材料を使っているという症状が出ないというようなことも言われております。

　　こういうことについて林野庁の方で、皆さんの関心が高まるということの中で、何か取り組みと

いうものはされておりますでしようか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) シックハウスの問題につきましては、ホルムアルデヒドの放出が一番の問題でございます。そういう点で、できるだけそういう放出の少ない合板をつくっていただくというようなことも考えておきまして、集成材であるとか、単板積層材であるとか、構造用パネルも含めたそういったものについての品質表示の基準をつくりまして、できるだけ入っていない製品をつくっていただくということに努力をしているところでございますし、今お話が出ましたとお

り、無垢材についてはそういった化学物質が使われておりませんので、内装材として無垢材を使っていたかどうかというようなことを広めていきたいということを考えているわけでございます。

しかしながら、今の状態でいきますと、価格面等でまだなかなか利用していただけないというように

うなことがありまして、そういったものについて利用していただけるような工法等も検討をしながら、無垢材を使っていたかどうかということを進めていきたいなというふうに思っております。

○郡司彰君　今、いろいろWTOの関連の中でも話をしてまいりましたけれども、海もそうでありますけれども、海洋深層水とかいろんな新しい活用が生まれてきた。私は、国土の七割近くを占め

る森林というものも使い方によってはまだまだ宝
というものが出てくるのではないかなど。そうい
うような宝をどうやって探し出して生かしてい
かというところになると、やっぱり相応の研究を行
うような体制というものがあかないかというこ
とに非常に大きく出てくると思うんですね。

それから、一番最初のころの話をさせていた
いたように、林学そのものの、いわゆるどうい
うな森林を目指すんだとか、そういうことは、や
はり国民の間に浸透させるということからも、相
応のそういう研究体制もとらなくちゃいけない。
そういうことで、非常に林野庁そのものが財政
的に厳しい歴史を持ってまいりましたから、今
後、そういうような可能性を含めた森林・林業政
策の予算がどんどん削られていくのかなという
ような感じをちょっといたしております。今後、そ
のような新たな宝を生み出すであろう森林・林業
政策に、研究機関を含めて、予算をどのぐらい今
とっていらっしゃるのか、十分だというふうにな
っていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたい
と思います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、森林・林業・木
材産業の研究開発のために、林野庁の予算額とし
ましては百二十三億円の予算額を計上している
ところでございます。そのほか、環境省でありま
すとか、あるいは科学技術庁であるとかいうよう
なところからも試験機関に研究費をいただいでお
りまして、それらを合わせながら試験研究を進め
ているというふうな実態でございます。

林野庁といたしましては、こういった研究開発
をこれからもっともっと進めていかなければいけ
ないというふうに考えておまして、この三月に
森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略
というものを策定いたしましたところでございま
して、研究機関あるいは大学等とも連携をとりな
がら開発を進めていくというふうなことにしてい
きたいというふうに思っております。

○郡司彰君 大学の場合ですと、例えば農学部
に所属する演習林などがそういうような形になっ

てくるんだらうと思うんですが、全国に幾つぐら
いそのようなものがございますか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、林学系の学部
を設置している大学は全国に三十四大学ほどござ
います。

○郡司彰君 数に対して私は予算が必ずしも十分
ではないという感じがいたしますので、今後の
新たな森林・林業政策を円滑に実施するために
も十分な予算措置を大臣にもお願いをしておき
たいというふうに思っております。

最後に、時間が参りましたので、里山というこ
とについてお聞かせをいただきたいと思いま
すが、今、関心が非常に高まっています、思うだけ
はなくていろんなことに参画をしてみようとい
う場合に、里山という形が浮上をしてみたりま
して、多くの方が参加をしております。

では、その里山に対して、林野庁あるいは農水
省としてのアプローチというものがどういう形
でなされているのか、お聞かせをいただきたい
と思います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 里山林につきま
しては、かつて生活の中で人々に利用されて維持管理
されてきた森林でありますので、今後とも森林と
人との豊かな関係を創出できる場ではないかな
というふうに思っているわけでございます。

そのために、住民参加による森林ボランティア
活動に対する支援でありますとか、多様な利用活
動を通じて里山林の保全・整備を図っていただく
新たな取り組みに対する支援でありますとか、そ
ういうようなことを今林野庁としても取り組んで
いるわけでございますし、今後におきましても、
森林と人との共生林という区分を設けることに
いたしておるわけでございますが、森林を中心と
して、地域の特性を生かした多様な森林の
整備を進めるとともに、NPOによる取り組み等
もいただながら、幅広い林野の関係者と連携、
協力を進めていきたいというふうに思っており
ます。

○郡司彰君 もう時間が迫っておりますので、大

臣にひとつ、循環型という中でこの里山というの
が直接住民たちに見えるような場所になってきて
いるかと思いますが、いろいろ思いを含めて大臣
のお考えをお聞きして、質問を終わらせていた
だきます。

○国務大臣(武部勤君) 里山林につきましては、
私も全く先生の御意見に賛成でございます。
この法案の中にも、森林と人との共生というこ
の重視について規定しているわけでございま
すけれども、私も、都市と農山村の共生、対流と
いうことを掲げたのも、このことを意識してい
るわけであります。

人と自然の共生、そういう観点で広い意味の循
環型社会の構築ということを考えていかなければ
なりません。そういう意味では、森づくりにつ
きましては国民が積極的に参加していただくとい
うことが何よりも不可欠でございますので、そ
ういふ努力を傾注してまいりたいと思いま
す。

○郡司彰君 終わります。

○理事(岸宏一君) この際、委員の異動について
御報告いたします。
本日、羽田雄一郎君及び小川勝也君が委員を辞
任され、その補欠として櫻井充君及び峰崎直樹君
が選任されました。

○理事(岸宏一君) 政府参考人の出席要求に関
する件についてお諮りいたします。
林業基本法の一部を改正する法律案、林業経営
基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する
暫定措置法の一部を改正する法律案、森林法の一
部を改正する法律案、以上三案の審査のため、本
日の委員会に農林水産省生産局長小林芳雄君を政
府参考人として出席を求め、その説明を聴取する
ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○理事(岸宏一君) 御異議ないと認め、さよう決
定いたします。

○理事(岸宏一君) 林業基本法の一部を改正する
法律案、林業経営基盤の強化等の促進のための資
金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法
律案、森林法の一部を改正する法律案、以上三案
を一括して議題とし、引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○山下栄一君 今国会最後の委員会でございます
ので、ちょっと林業基本法から離れますけれど
も、カネミ油症事件のことについて少しお聞き
したいと思えます。

昭和四十三年にこの事件が起きてまして、これは
食品公害事件、PCBが混入したライスオイルに
よる中毒症状、全身黒い色の赤ちゃんが生まれた
というふうなことで、大変衝撃的な事件であつた
わけでございましてけれども、この患者さんに対
する手当ては今もずっと続いているということ
でございます。

認定患者は一千八百七十人、発生当時届け出
した方々はその約十倍の一万四千人以上、いま
だに未認定の被害者もいらっしゃるはずだとい
うこととでございます。患者救済対策協議会は今も存
続し、闘い続けておられるグループもあるわけ
でございますが、特に治療の方では、油症治療研究
費、疫学調査費、厚生労働省の方から研究班も引
き続きこの問題に取り組み、研究費も増額され
ているというふうなこともお聞きしておるわけ
でございます。

これは一方で農水省もかわっておられる、今
もかわっておられるというところでございま
すけれども、このかわりの中身について、急な質問
で申しわけございませんが、お願いいたします。

○政府参考人(小林芳雄君) 今のカネミ油症事件
に関する経緯として御説明申し上げます。
今の経緯の中で、最初の福岡地裁等の段階での
事実といたしまして、まずこのカネミ油症事件の
前段階といたしまして、米ぬか油の副産物でダー
ク油、これが飼料として用いられておりました
が、これでプロイラーがへい死いたしました。こ

れにつきまして農林水産省が、その検査機関を持っているわけでございますけれども、このへい死の関係について、当時、厚生省に対して通報の義務を尽くしていればこの油症被害の拡大は防止できたのではないかとということが、いわばこの裁判の事案となりました。地裁段階では農林水産省の過失が認められまして、国敗訴ということになったわけでございます。

〔理事岸宏二君退席、委員長着席〕

これを受けまして、当時政府側は、仮払いというところでございますけれども、一審判決を受けた形で五十九年、六十年のときに合わせて約二十七億円の仮払金を支払いました。その後、国の方では上告をいたしまして訴訟は継続されておりましたけれども、御承知のように昭和六十二年に至りまして原告と鐘淵化学工業の和解が成立いたしました。これを受けまして原告側からの訴えが取り下げられ、また、被告であった国の方としてもこれに同意したということで、この裁判は終結いたしましたわけでございます。

したがって、先ほど申し上げました五十九年、六十年の当時に仮払金として支払いました二十七億円、これを今度は国の方が、そういった仮払いの根拠が消滅いたしましたので返還をさせていただくということで、今その返還について手続を進めているという、そういった状況でございます。

○山下栄一君 私、この問題を二年前の平成十一年三月の予算委員会、油症事件というよりもダイオキシンの問題で当時の小淵総理、また厚生大臣にも質問させていただいた記憶があるんですけども、平成十一年七月にダイオキシン類対策特別措置法というのが議員立法で成立いたしました。私もかかわらせていただいたんですが、あの法律の中には、コプラナPCBはダイオキシンだということが明確に書かれてございます。これは、国際的なWDOでしたか、そこでも正式にコプラナPCBはダイオキシン類であるということが発表され、そんな学問的成果も得て法律にそう

いうことが書き込まれたということでございす。カネミ油症事件というのは実は、コプラナPCBも混入しておることから、ダイオキシンによる健康被害でもあるという、そういう認識でとらえ直す必要があるという観点からこの問題を取り上げさせていただきまして。

それで、実際、能勢町の環境美化センターの作業労働者の方も、労働災害の中で皮膚が黒くなるという症状もあるということもございまして、今もその研究、調査もされておると思いますが、そういう観点からも、この昭和四十三年の事件というのには非常に再認識される必要があるということでございます。

したがって、今もそういう患者さんがいらっしゃるし、孫の代に至るまで、今も黒い色の赤ちゃんが生まれているケースもあるわけでございます。忘れてはならないという、私は大変重要な事件であらうというふうに思います。

今御説明ございましたいろいろな経緯から、一審判決の後、仮払金が二十七億円支払われた。その後、企業の方と和解をして、国もかかわって、この裁判の問題については一応解決した。その後、この仮払金として払ったものを返還請求という状況になっているわけです。

それは、法律的にはそういうふうな状況になっておるということであるわけですが、私は、今申し上げましたように、ダイオキシン類の観点からの人的健康被害であるという面もございまして、そういう観点からも厚生労働省が支援しているというふうな面もあると思うんですけども、この患者さんの中にもいろんな患者さんがいらっしやる。この仮払金、一たん喜んだけれども返還せよいかぬということから大変な苦しみ、御苦労の中で、生活苦の中で状況になっているという面も、一面厳然とあるわけでございます。非常に難しい問題であるわけですが、水俣病患者についても特別立法で解決されたという経緯もありますし、この問題をどうするか

ということ、新しい観点から、忘れてはならない食品公害事件である、ダイオキシン類にかかわる食品公害事件であるということから、私は、農水省のこの返還請求、これはすべての方に免除ということにならないかもわかりませんが、何とかならぬのかということも、ぜひともこれは検討していただきたいということでございまして。

大臣におかれましては、もちろん御存じだと思いますけれども、詳しい経過等、また技術的な問題等もございまして、いろいろ御検討していただきまして、何とかならぬのかということについて、ぜひお考えをいただければというふうに要望しておきたいと思うんですけれども、大臣、一言お願いしたいと思います。

○政府参考人(小林芳雄君) ちょっと、まず事実関係につきまして御説明をします。

今の債権回収でございますが、債権管理法、今御指摘のこの仕組みに基づきまして、今進めております。それで、実は、この仮払金が発生した後、今先生御指摘のような事柄がございまして、平成八年から十一年にかけまして民事調停を進めてまいりました。この民事調停の結果、その債務者の事情を十分考慮しながら、各債務者と国との間で、分割払いでありますとか履行延期といった、そういった返還方法の合意を進めてまいりまして、現在その合意に基づいた返還を求めているという、そういった状況でございます。

そういった中で、今の平成八年から十一年のころにやった事柄でございますけれども、また近年、その調停以後のいろいろな状況がございまして、所得面とか健康状態などで生活の変化、そういうやむを得ない理由によりましてなかなか調停の合意内容どおり履行できない、そういった特別な方もおられるわけでございます。そういった皆さんとの間におきましては再調停、これを早目に行うという形でこれから適切に対処してまいりたいというのが一点でございます。

それから、この再調停ということが一つなのでございますが、あわせて、現行の債権管理法

上の仕組みといたしまして履行延期、こういったことをした後、十年を経過した後にございまして、さらに、無資力かつ弁済する見込みがないと認められる場合におきましては債権を免除できる旨の規定がございまして、これは十年を経過した後ということになりますけれども、この規定に基づいて、その時点で個々の皆様の状況に応じて関係省庁と協議しながら、こういった面での適切な対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山下栄一君 いろいろ新しい検討もやっておるというお話がございました。

私は、何回も申し上げますように、所沢のホウレンソウの事件も非常にセンセーショナルに報道されて、裁判にもまだ係属中でございますけれども、ダイオキシンの人的被害という面があるこの事件は、今局長がおっしゃったさまざまな新しい取り組みについても、そういう観点からの配慮というのか、それも私はぜひやっていただきたいということから申し上げておるわけでございます。

大臣におかれましては、さまざまな現在の取り組み状況も聞かれながら、この問題についての新しい配慮をできる余地がないのかという観点からの取り組みも、大臣自身も考えていただきたいなというふうに思っておりますので、すぐに返事させていただくことを申し上げます、配慮もしていただければということをお願いいたします。

○国務大臣(武部勤君) ただいま局長が答弁しましたように、債権管理法に基づき返還を求めているということの必要性は御理解いただけたと思います。ただし、やむを得ない理由により履行できない債務者については、今先生もいろいろお話しございましたが、それぞれの実情を踏まえて適切な対処が必要だろうと、かように考えております。

○山下栄一君 よろしく申し上げます。もう時間が余りございませんけれども、私、前回の質問でもちょっと触れさせていただいたんで

すが、公共事業方式、また緑資源公団によるさまざまな事業もあるわけですが、山村における定住者がどんどん少なくなっている状況の中で、新しい林業基本法、今回の改正に基づいて、新しい理念のもとに山村振興、そして国民全部で公益的機能を持った森林を、保全するだけでなく利用という新しい利用価値、木材生産という観点ではない新しい利用価値をやはり見出しつつある、国民自身が、その場合には負担してもよいという、そういうふうな仕組みが始まっている。それが例えば山形県の里山オーナー制度ではないかというふうに思うわけです。

これは、全く山村に住んでおられない方々が山村に近づいていくという、定住まではもちろん行かないわけですが、新しい担い手の可能性を秘めた、そういう動きが始まっているという、これは私は地域の取り組みとして非常に大事な取り組みであるというふうに思います。これをもっと積極的に国も支援していくことをやるべきである。

別に大量の金額を投入するということらえ方ではなくて、国民の中に、山村と今まで縁がなかった方々が参加しようという仕組みが始まっているという中で、担い手不足、担い手はどうしようもない、定住者をいかに確保するかという大きな課題を抱えている中で、国民が新しい利用価値を見出し始めたという、そういうことの中で行政のコーディネート機能というのは極めて重要だ、その一つのモデルとして山形県の里山オーナー制度がある。これにヒントを得て、もっと国としても、お金をかけない形で支援ができるという私は見事なこれは一つの例だと思えますので、強い取り組みをお願い申し上げたいというふうに思うわけですが、御答弁お願いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 今、先生御指摘のように、私は、森に対する国民の願望といえますか価値観というものが大きく変わってきているというの、おっしゃったとおりだろうと、かように思います。

今、お金をかけないでというお話がありましたけれども、私は前から、グリーン・キーピング・オペレーション、PKOならぬGKOというようなものをつくったらどうかというのを、十年來、声を大にして主張してまいりました。森林ボランティア団体数の推移も、平成九年から十二年までの間に二一〇%という大変な伸びを示しております。これはもう山下先生御指摘のとおり、今後ボランティアなど市民の活動を生かした森林整備を進めていくという、このことに対する国民の理解というものはかなり高まっております。さらにこれを醸成するというような観点に立ちまして努力をしてまいりたいと思います。

しかしながら、広大な我が国の森林をどのように管理運営していくかというところは、直接国民がどの程度参画できるかというのを考えれば、必ずしも現実的でない面もございますので、森林整備に当たりましては、森林整備事業、治山事業などの適切な実施に努めるほか、今先生御主張のよう、農林水産省がコーディネートという役割を十二分に果たしていくように努力をしてまいりたい、かように存じます。

○山下栄一君 大綱を大臣から御答弁いただいたんですけれども、林野庁次長からこの山形県の里山オーナー制度の評価をちょっとお聞きしたいんですけれども、市民が賃借契約を結んでみずから負担しながらそういう里山林の中に入っていくという取り組みでございますので、その中で自治体が果たす役割、里山と都市市民をつなぐ役割、そういう役割を私は新しい行政の取り組みとして非常に評価をしているわけですが、農水省はどういうふうに評価されているのかなというところを最後に伺わせて、この質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 山形県の事例につきまして、平成十一年から取り組まれてきておりまして、おおむね千平方メートルずつ区画した里山林を十年間無料で利用しながらその保全・整備に参加をいただくというふうなことで、都市住民

を募集いたしましたして、地域の生産森林組合などが協力しながら利用活動、保全活動をされているわけでございます。

そういった活動につきましては、都市住民に対して新たな森林体験活動の機会を提供する取り組みでありますし、また、都市住民による自発的な費用負担などの活用を図って森林整備がされていくというふうなことでございまして、我々としてもそういう点については評価をしているところでございまして、林野庁といたしまして、今回、平成十三年度から里山林の新たな保全・利用推進事業というものを創設して、里山利用林の設定、それに対する保全・整備を行っていただく森林の育て親の募集、あるいはそういった保全・利用活動を立ち上げるための助成というふうなことを行っているわけでございます。

○山下栄一君 今おっしゃった里山林の新たな保全・利用推進事業、新規事業ですね、十三年度から。これは二十カ所というのを想定したけれども、もっとたくさん希望が出てきているということですが、これをもっと拡充すべきだと。そして支援の中身も、ソフト支援なんですけれども、支援の中身ももっと工夫を私には必要があるのではないかとこのように思いますので、中身の工夫と、この支援事業をもっと拡大するということを御要望申し上げて、質問を終わります。

○須藤美也子君 きょうが私の最後の質問になります。どうぞよろしく願っています。

前回まで、森林基本法について、自給率の目標を五〇%に基本計画に明記しないとい、さらに、外材に依存しないで国産材の利用拡大を行うように促進すること、そして価格の安定等についてこれまで質問してまいりました。きょう、最後になりますけれども、国有林の問題について御質問させていただきます。

基本法案の中で、第五条に国有林の位置づけがされております。この国有林の位置づけの中に、一つは、「国土の保全その他国有林野の有する公益的機能」、また、「林産物を持続的かつ計画的に

供給し、及び国有林野の活用」、三つ目は、「住民の福祉の向上に寄与すること」、この五条の中には三つの柱が含まれていると思います。同時に、国有林野の管理経営に関する基本計画の中で、「国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換する方針」と、こういうふうに定められております。

そういう中で、一体、国有林が公益的機能に目的を転換したのか、これと、今回の基本法案とその点矛盾していないのかどうか、その点をまず大臣からお聞きします。

○国務大臣(武部勤君) 森林・林業基本法におきまして、国有林野事業につきましては、森林の有する多面的機能の持続的発揮、また、林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給・利用の推進の基本理念のつとめ、適切かつ効率的な運営を行うこととされておまして、そのことによって森林・林業基本法の基本理念の実現に資するものと、かように考えております。

○須藤美也子君 そうしますと、国有林の八割を公益林にしていますね。さらに、資源の循環利用林として今まで五割あったものを二割に減少しております。それが国有林の生産活動に寄与すると、こういうふうになるでしょうか。長官がいらっしゃらない。代理の次長さんをお願いいたします。

○政府参考人(加藤鐵夫君) お話ありましたとおり、今まで木材生産重視の森林を五割ということとで考えてきたわけですが、今回の抜本改革に当たりまして二割ということと、あとにつきましては、水土保全林、森林と人との共生林というふうな区分をいたしたところでございます。資源の循環利用林につきましては、公益的機能の発揮に留意しつつ、木材の安定的な供給を図るというところで考えているわけでございます。

また、水土保全林等につきましても、公益的機能を高度に発揮するための間伐であるとか、あるいは複層林施業というものは実施をしていくというところでございまして、そういったところから、

一定の木材生産というものがされるところに
考えているところでございます。

現在、平成十一年から十五年で年平均四百六十
万立方程度の木材生産がされるというふうなこ
とで見込んでいますところでございます。

○須藤美也子君 国有林が国土の二割、全森林面
積の三割を占めているわけですね。自給率を向上
させるためには、その中で国有林の占める三割か
らすれば三〇%の寄与度があると思うんです。こ
れを果たしていくことができるでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 木材の生産のみなら
ず、森林の多面的機能をきちんと発揮していかな
ければいけないというのが今回の考え方ござい
まして、それぞれの森林に応じた施策をきちんと
やっていくということで考えているわけござい
ます。

その中で、今後の国有林の木材供給でござい
ますけれども、森林資源としましては今後成熟を
してとる。今、七輪級、八輪級の森林が中心に
なっているわけでございますが、今後、そういう
ものが生育をしていくというふうなことがござ
いますし、また、長伐期化を図っていくという
ものにつきましても、徐々に伐期を迎えてくる
というふうなことで、生産能力としては今後高ま
っていくだろうというふうな考えているところで
ございますが、いずれにしましても、基本は、森林
の多面的機能をきちんと発揮していくというこ
とで考えてまいりたいというふうに思っております。

○須藤美也子君 公益的機能あるいは多面的機
能、これを発揮するには森林をまです守るというこ
とだと思ふんです。この森林を守るといふこと
は、林業活動がなければ守ることはできないと思
うんです。

林業活動と公益的機能は別のものでなくして一
体のものであり、決して矛盾はしていないと思
うんですが、その点の認識はどうなんでしょうか。
○政府参考人(加藤鐵夫君) 今回の森林・林業基
本法におきまして、第三条におきまして、林業

については、森林の有する多面的機能の発揮に重
要な役割を果たしていることにかんがみて、林業
の健全な発展が図られなければならないというこ
とを書いているわけございまして、そういう点
で、森林の整備、森林のきちんとした利用を図
っていくという中では、林業の振興を図っていく
ということも大変重要なことだというふうに思
っているわけでございます。

○須藤美也子君 そうすると、国有林の場合、目
標を公益的機能に転換したわけでしょう。公益的
機能に転換したということ自体、私は矛盾がある
と。そして、生産活動を五割から二割に減少させ
た。それは、国有林野の管理経営に関する基本計
画のもとで定められていると思うんですけれど
も、実は、この国有林のあり方によって、やっぱ
り全国の森林の方々に、あるいは林業の方々に對
して大きな影響を与えていると思うんです。

そういう点で、国有林のこの森林の持っている
機能を維持していく、そういう体制はあるんです
か。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 国有林野事業につ
きましては、今回の抜本改革によりまして、組織の
簡素化を図っていくというふうなこと、あるいは
要員についても必要最小限にしていこうという
なことで考えてきているわけでございますが、そ
ういった国有林の管理をきちんとやっていくとい
うことについてはこれからもやっていくかなけれ
ばいけない課題であるわけございまして、我々
としては、そういう中でそのことについてはちゃ
んとした取り組みをしていくというふうに考えて
いるところでございます。

事業実行につきましては、民間に委託をして実
行していただくという方向でとっているわけござ
いまして、そういうふうな中で、今申し上げま
したような形できちんとやっていきたいという
ふうに思っているわけでございます。

○須藤美也子君 民間に委託する先に、かつての
営林署の職員が現在ずっと削減されていると思
うんですけれども、この現状は今どうなっている

でしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 職員については、先
ほど申し上げましたように、必要最小限な人数に
していこうというふうなことで考えているわけござ
いまして、毎年毎年減少をいたしてきておりま
す。十三年度当初で、今現在、国有林の職員数
としましては九千八百人という状況でござい
ます。

○須藤美也子君 九千八百人で国有林全体を管理
していくというところは難しいから民間に委託する
ということなんですか。

民間の状況が一体今どういう状況になっている
か、おわかりですか。森林組合とかそういう事業
体なんかは、やればやるほど赤字だということ
もあるんです。御存じですか。

そうすると、公益的機能というのは、ある森林
組合の方からお聞きしますと、国の公益的機能を
発揮するということの目的は、いや、あれはは
おかげばいいんだと。公益的機能というのは、山は
ある、木は植わっている、成長はしている、だか
ら山は公益的機能ということではっておかげば
いいと。何もなくてもいいんだ、手入れするよう
な体制はないんだ、こういうふうに見られてもし
ようがないんじゃないか、どうですか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 民間に委託をして事
業を進めているわけでございますけれども、今、
現実実態としましては、国有林の伐採量が減っ
てきたという中で事業量自体も減少傾向にあるわ
けでございます。そういう中で、事業体の方からは
逆に事業量の確保をどういうふうにするのかとい
うような議論もあるわけございまして、そうい
う点で、今、国有林の事業についてはそういう事
業体でやられているというふうに理解をしている
ところでございます。

○須藤美也子君 それでは、法案に書かれてい
る、明記されているという一つ一つの法案を国
有林は実現できない、こういうふうな理解してい
ないでしょうか。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今回の森林・林業基
本法の考え方と、国有林の抜本改革で今進めてい
る効率的に多面的機能をきちんと発揮をしていく
というところは、同じ方向を向いているわけござ
いまして、そういうことで、今我々として改革
をきちんと進めていくということがそのことに
ながってくるというふうに理解をしているところ
でございます。

○須藤美也子君 このもとに、一兆円の負債の問
題があると思うんです。

これは大臣だと思ふんですけれども、この間、
大臣は、公益的機能だけだと、環境省にこれを
まなやしてもらって一兆円も面倒見てもらいた
いと、こういうふうなことをちらと言いましたよ
ね。そういう気持ちはわかるんですけど、この一
兆円の借金というのは、負債というのは、国有林
もそれから森林も、全体の運営に大きな影響を及
ぼしていると思うんです。

そういう点でお聞きしますけれども、本法案の
国有林事業を行わなければならないという点で、
林産物収入、これがあるわけですね。ところが、
林産物収入は、平成十一年度は、平成一年から十
五年まで平均して四百億円となつていようです
けれども、三百五十六億円ですね。目標に達して
いないんです。既にこういう計画はもうどんどん
回りしてると。初年度からこういう実態なわけ
ですから、国産材の価格の低下、市場からの締め
出しが背景にあると思うんです。林産物収入が試
算どおりにいくのか、その見通しがどうなのか、
まずそれをお聞きしたいと思ふんです。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今回の抜本改革に当
たりましては、長期収支を見通しながら改革の案
をつくってきたわけでございます。その中で
は、材価につきましても、当時の材価が、上がる
というところではなくて横ばいで推移をする、こ
れは下がるという議論もあるかもしれせんけれど
も、一応横ばいでいくというところで整理をいた
しまして計算をしてきたところでございます。

今、現実実態は確かに、言われますように材価
の状況は厳しいという状況でございますけれども

も、今回の抜本改革で見込んでおります。例えば一兆円を返済していくということにつきましては、平成二十五年以降の状況の中で返済をしていくというように考えているわけでございまして、そういった長期の見通しということで考えますと、今の状態というのは、まだ一、二年始まったところではないかなというふうに思っているわけでございます。

○須藤美也子君 さらに、この五条の中で「国有林野の活用」というのがあります。この活用というのは、実際は林野等の売り払い収入が大きなウエイトを占めているのではないかと。土地を売る、あるいは市町村にレクリエーションとかいろいろな休養林とかそういったものを売り払い、土地や土石の売り払いが入っていると思うんですけれども、これはどうですか、一言で。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今の収入見通しの中には林野・土地の売り払いも入っている、先生言われるとおりでございますし、また、最近の状況の中で林野・土地売り払いがなかなか容易ではないということも事実でございます。

○須藤美也子君 一兆円の債務返済計画は五十年ですから、大臣、それまで生きていないと思えますね、これから五十年。ここにいる方々がこういうことを決めても、やるのは孫子ですよ。国有林のために一兆円の借金を払うのはだれなのか。こんなにかげんな計画でどうするかという一つ問題があると思うんです。

ですから、そういう点では、本当に公益的機能を守る上からも、無理な山や木材の切り売りが押しつけられないように、森林の守り手を減らさないように、この一兆円債務返済計画は国有林経営と切り離して別途国の責任で解決する、そのくらいの気構えを持たないとこれはやっていけないと思うんですけれども、大臣、最後に太っ腹のところを見せてください。

○国務大臣(武部勤君) 国の責任といいますが、けれども、国家を構成するのは国民でございます。ですから、今後やっぱり国民の理解と協力というこ

とがあらゆる問題に対処する上で不可欠な要件になると、かように思うわけであります。約一兆円の債務の問題につきましても、一般会計からの利子補給を受けつつ、自己収入の確保等の自助努力を行い、今後五十年かけて返済するというものでありますから、この五十年間にいい国に、健全な国にしていかなきゃならぬわけです。それが私どものまず第一義的な責任だと、このように思っております。

現在、この改革関連二法に基づきまして、一般会計繰り入れを前提とする特別会計のもとで収入の確保や効率的な事業運営に努めつつ、利子補給に加えて、今先生御指摘の公益的機能の発揮に必要な経費等については一般会計の繰り入れを行っているわけでございます。新規借り入れを縮減するなど財務の健全化を図っているところであります。引き続き収支両面にわたる努力をしつつ債務の返済に努めてまいりたい、かように存じます。

○須藤美也子君 大臣、本当に一兆円を五十年かけて、どんなその間情勢は変わってくると思えます。それが後に国民に大きなツケにならないように国の責任できちんと処理をする、これは約束をしていただきたいと思えます。

最後になります。本当にこの委員会が六年間御一緒にさせていただきまして、大変な、いろいろな、この六年間というのは変動の時期でありました。毎年毎年、食料自給率はポイントずつ下がりまして、現在四〇％になりました。私の原点は、六年前、この農水委員会に来た次の年、一九九六年、ローマで開かれた食糧サミットに出席をし、FAOで当時の農水大臣が演説をされました。世界の国々が食料安全保障を守り、しかし今、世界には八億を超える飢餓人口がいる。これを二〇一五年までに半減するということをローマ宣言で世界各国が決めました。それに向けて多くの国々が自給率を向上させている中で日本が自給率を下けている。こういう点では、私はローマ宣言に参加した者として大変残念だと思います。

自給率を本気になってみんなで上げていく、こういうことが求められていると思えます。そして、今回の森林・林業基本法は現場の人たちが本当に望みを託しています。日本の山をよみがえらせ、林業に意欲を持って取り組まれるように、この基本法を待っているわけです。そういうものにしたいと。

二十一世紀、本当に日本の第一次産業が希望の持てる世紀になるように、私は地元で頑張ります。皆さん、ぜひその立場で頑張ってください。このことを最後に申し上げまして、これまで皆さんにいろいろ教えていただきましたことに感謝申し上げます。終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)
○谷本義君 私の持ち時間は十五分でございますので、簡潔に質問いたしますので、簡潔にお答えいただきたいと思います。なお、国有林問題で質問通告と重複している部分はカットいたします。

初めに大臣に伺いたいです。国有林の管理体制制のことについてであります。

現行の国有林管理体制は平成十年の国有林改革二法に基づくものであります。この法案がつけられる過程の中で、与党内の協議、与野党間の議論、そして労使交渉の中で確認されてまいりましたのは、国の一元管理のもとで伐採や造林等々の事業の民間委託を進めていくんだというふうなことで確認をされてまいりました。つまり、枠組みの基本というのは国の一元管理、ここに置いていきましようということでありました。新しい基本法のもとでもこの点は変わらないのかどうなのか、大臣にお答えをいただきたい。

○国務大臣(武部勤君) 先生御指摘のとおり、平成十年の国有林改革二法に基づきまして抜本的改革に取り組んでいるところでございます。その中で、伐採、造林等の事業実施の民間委託を推進しているところも御案内のとおりでございます。森林・林業基本法のもとでも、引き続き国が一元的に管理運営を行っている、かような考えであります。

ます。
○谷本義君 くだいようですが、大臣、新しい小泉内閣は規制緩和、これを強調されております。強調されておりますが、今大臣が答えられたことは変わらないというふうに確認しておいていいんですね。

前に進みます。次に、新基本法のもとでの国有林の位置づけ問題について伺いたいと存じます。大臣もこれまで再三、森林の持つ公益的機能を強調しながら、国民全体で森林を支えていかなければならないと強調されておりました。これは大臣のお話だけじゃなくて、ここにおける者全体の恐らく意向だろうと思えます。

そこで伺いたいのは、新しい基本法のもとにおける国有林の位置づけと役割をどうお考えになっているかということでありまして、また、国有林改革二法との関連はどうなのか、国有林の経営管理の充実はどうしていくつもりなのか、この点について伺いたい。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今回の森林・林業基本法につきましては、森林の多面的機能の持続的な発揮を図っていくということでございまして、国有林の管理運営につきましても、そういった形でやっていくということと今回の改革二法をつくってきたわけでございます。

そういった点で、今回、国有林の役割については第五条で記述をしているところでございますけれども、その考え方は、国有林野の管理運営に関する法律と同じ考え方を取り入れているわけでございまして、そういう点では、森林・林業基本法が、今までの抜本改革を進めている国有林の改革二法に基づいてそういったことを進めていくということと同じ形でいけるんじゃないかというふうに思っております。

○谷本義君 最近の、これは国有林も民有林ともに共通的な事情といえは共通しているのかもしれないけれども、現場の状況というのは、山元立ち木価格ゼロも同然というふうな状況なんですね。そういう状況であるから、民有林の側からし

におきましても、そういったものが現実山村地域でどういうふうに行っているのかというようない利用計画を策定するという事業にも取り組んでいるところがございます。いずれにしましても、林野庁としてはこの問題に積極的に、関係省庁との連携も密にしながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○谷本議員 これは何も林業関係者だけじゃなくて、環境問題に関心をお持ちの方がバイオマス問題については強い関心を示す時代に入ってきているんですから、ぜひひとつ積極的に行っているにしたいというところをお願いしたいと存じます。

最後に、大臣に伺いたいのです。

都市と地方の対流問題についてであります。大臣は、都市と地方の共生、都市と地方の対流を強調してこられました。森林整備のコスト負担に理解を示す世論も以前から見れば大分大きくなってきております。

だが、全体の流れは、都市と地方の対流だけではなくて、都市と地方の対立、これをおおる風潮が少々やっぱり出かかっている。例えば、最近のマスコミ論調にしましても、大都市の方の税金を地方に流すのは何事だと言わんばかりのような論調すら出てくる。といったような残念な風潮があります。

そういう状況の中で、森林整備に向けて社会的コスト負担を求めていく点では大きな障害となってきたのではないかと、この辺の点についての大臣の御見解をちょうだいしたいのです。

○国務大臣(武部勤君) 先生御指摘のように、今、都市と地方の対立軸というのが少し色濃くなっているという印象を強くいたします。

しかし、日本はカリフォルニア州よりも小さい国ですね。かつて、狭い日本、そんなに急いでどこへ行くというような交通の標語があったくらいでありまして、私は、今のような最近の風潮というのは非常に残念なことだと、かように思います。

私は、ある意味では、都市の居住者の皆さん方

がたまに田舎に行ってみる、観光旅行で地方に行ってみると、おいしい水、きれいな空気、美しい自然を見てジェラシーみたいなものを感じているんじゃないのかなと、こう思うんです。であればこそ、自分たち納税者として、もう少し税金を大事に使ってほしいというふうなことからいろいろの御注文があるんだろうと思うんです。このことは謙虚に受けとめなければなりません。

ですから、我々は、大胆な農林水産の構造改革を進めていかなくちゃならないと、かように思っております。森と海は命のふるさとであるというところを根気よく国民の皆さん方に訴えていく必要があると、かように思っております。

特に森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの多面的な機能を有しているわけでありまして、上流域のみならず下流域の都市住民の安全、安心な生活に欠くことのできない重要な役割を果たしているわけでありまして、これらの機能の発揮を担っている森林・山村の役割に対して、都市住民を初めとした国民全体の十分な理解を得ていくことが重要であるというふうに認識いたしております。

先般取りまとめられました経済財政諮問会議の基本方針の案の中にも、都市と農山村の共生、対流の確保を通じた美しい日本の維持、創造と、都市と地方の対流の考え方が盛り込まれたところがございます。今後とも、これらの観点を踏まえまして、森林の多面的機能の持続的発揮を図るために森林整備の推進に積極的に取り組んでまいりたい。また、特に国民の合意を得るべく努力してまいりたい、かように存じます。

○谷本議員 最後に、そこで、大臣にお願いしておきたいのは、今大臣が言われた、経済財政諮問会議の基本方針の中にこれこれこういうものが盛り込まれた。これは大変結構なことですが、問題は言葉だけじゃなくて、やっぱりその種のものをどう政策化するかという、もう一つの発想がほしいんです。

例えば、最近NGOの皆さんが、都市と農村の

共生といいましょるか、二つ住宅を持つという、そういう生活の仕方があるというふうな話が随分出てきておりますが、そういう場合には、例えば住民税については、こっちで払ってこっちでも払うことができるという折半方式ですね、そういうものをやってみようかという提案等が出ております。そういうものについてもひとつ積極的に検討いただきたいということを、この際、お願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開会

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、林業基本法の一部を改正する法律案、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案、森林法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

林業基本法の一部を改正する法律案の修正について笠井君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。笠井君。

○笠井君 私は、日本共産党を代表して、林業基本法の一部を改正する法律案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

第一は、木材自給率の目標を基本計画に明記することです。

食料・農業・農村基本法や水産基本法では、基本計画に自給率の目標を明記することが定められ

ているのに、なぜ森林・林業基本法では明記しないのか。この声が多く、林業・木材産業関係者から寄せられています。また、参考人の質疑でもその必要性が述べられました。

日本は世界でも有数の森林国で、森林資源は人工林を中心に増加しており、木材自給率を引き上げる条件が生まれています。それにもかかわらず、原案には、二〇％にまで低下した木材自給率を引き上げる規定がありません。外材に依存することは、日本の森林・林業の荒廃を招くだけでなく、世界的な環境破壊を進めることにもつながります。

今、森林・林業基本法の制定に当たって求められていることは、木材自給率の目標を設定し、関係者の具体的な取り組みを各地で提起していくことです。また、このことを広く国民に表明すべきです。同時に、自給率の設定に当たって、我が国の国土の二割、森林面積の三割を占める国有林の寄与度を明確にすることは国民に対する責務と考えます。我が党としては、自給率の目標を、長期的には五〇％に、また、その目標に対する国有林の寄与度を三〇％とするよう提案するものです。

第二に、現行法にある林業の自然的経済的社会的制約による不利の補正事項は、地域間また産業上も均衡が拡大しているもとで、森林の多面的機能、農山村の維持という面からも一層重要になっており、削除すべきではありません。

第三に、林産物の需要及び価格の安定に関する施策を明記することです。

今、木材価格の低迷が再造林費も出ない事態を招き、林業関係者から国産材価格の回復が切実に求められています。関係自治体も、価格の維持、下落防止のため、独自の価格・所得対策を講じています。国は、自治体任せでなく、価格安定対策をしつかりと位置づけるべきです。

以上が修正案を提案する理由であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いし、趣旨の説明を終わります。

○委員長(太田豊秋君) これより三案並びに修正

案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

それでは、これより林業基本法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、笠井君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(太田豊秋君) 少数と認めます。よって、笠井君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(太田豊秋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(太田豊秋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、森林法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(太田豊秋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) これより請願の審査を行います。

第七〇三号激増する輸入農産物に対する緊急輸

入制限の発動等に関する請願を議題といたします。

この請願につきましては、理事会において協議の結果、保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(太田豊秋君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時七分散会

〔参照〕

林業基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

林業基本法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第九条を改め、第一章中同条を第十条とし、同条の次に二章、章名及び一条を加える改正規定のうち、第十一条第二項第二号中「並びに」の下に「木材の自給率その他」を加え、同条第三項中「発

揮並びに」の下に「木材の自給率その他」を、「目標は」の下に「木材の自給率の向上を図ることを旨とし」を、「指針として」の下に「林産物の供給等において国有林野の寄与すべき程度及び」を加え、第十五条中「かんがみ」の下に「林業の自然的経済的社会的制約による不利を補正するため、産業基盤の整備」を加え、第十九条の見出し中「確立」を「確立等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、国は、安定的な林業経営を育成するため、林産物の需給及び価格の安定に関する施策を講ずるものとする。

平成十三年七月五日印刷

平成十三年七月六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C